	該当箇所	意見	対応方針
			立地適正化計画は用途地域内で
1		 中心市街地以外の拠点に対する記述が足りないのでは	の市街地集約について位置付け
	第3章全般	ないか	る計画であるため、本計画では
			基本的な方針程度にとどめる。
			全学はJisty Jan 住文でここの 50
	第7章	立地適正化計画の中で人口集約をしていくと、その他	 目標人口を30.0人/haから26.0人
2	7 – 3	の区域から人口がいなくなる。そこの兼ね合いを取ら	/haに変更。
	P89	ないと都市計画マスタープランが成り立たなくなる。	/ Have & X.
			誘導施策(人口-⑤)に、「窓の
3	第6章	定住促進を図るにあたって、性能の良い家を建てるこ	断熱改修に対する減税措置 を
)13 G T	とを促進してもらいたい	追記。
		 項のタイトルが「策定の背景と目的」となっているの	Z 100
	第1章	で、「魅力向上を図る必要があることから の部分は	
4	17~18行目	「魅力向上を図るため に修正した方が、「目的 を	指摘の通り修正
		表す表現として適切ではないか。	
		「用途地域内の拠点ごとに望ましい区域像としてコン	
		セプトを設定するとともに立地が望まれる施設を設定	
		 することで、区域設定と誘導の考え方を整理します	
		とあるが、①拠点ごとのコンセプトは、どこに記載さ	
	第4章	 れているのか、②立地が望まれる施設がどこに設定さ	
	4 – 2	れているのか、分からない。	該当する文章を削除することで
5	本文1行目~2行目		対応
	国交省指針等の引用部分	え方が紹介(引用)されているが、これをもって考え	7 37 5
		方を整理したということであれば、1行目から2行め	
		の文章は不要。ただ、本来、市の計画を立案する以	
		上、指針や手引き等を踏まえた上で、市としての考え	
		方を明記する必要があるのではないか。	
		小見出しのタイトルが前ページ(4-2)と同じ	
	第4章	「(1)都市機能誘導区域設定の基本的考え方 と	
6	4 – 3	なっているが、本計画(素案)の第5章の構成との比	 指摘の通り修正
	小見出し(タイトル)	較で推察すれば、「(2)都市機能誘導区域の設定方	3.43.43
	3 38 24 (3 1 1 1 1 7)	針」の誤りではないか。	
		仮に、小見出しのタイトルが前述の意見のとおりで	
		あった場合、ここには「設定方針」を書き込むことに	
		なるが、そうなると、ここで本文が「『…望ましい区	
		域像』に該当する箇所を…抽出します」や「…検討を	
	第4章	行います」と記載されている部分に違和感がある。	
	4 - 3	本来、この項においては、市としての「設定方針」を	
7	小見出し(タイトル)		その他、検討、抽出との文言を
	本文 4 行目	機能誘導区域を「設定」するという流れの方が論理的	「設定」に統一
	$4 - 3 \sim 4 - 6$	で分かりやすいのではないか。都市機能誘導区域の設	
	-	定に関する思考の過程は、前回(第1回)審議会で説	
		明されており、書き込むのは、検討した結果の「設定	
		方針」と、その設定方針に基づき都市機能誘導区域を	
		設定する旨の本文及びその区域を示す「区域図」だけ	
		で足りるのではないか。	
ш		<u> </u>	l .

	思兄・指摘事項と対	意見	++r ÷ -+-◊1
	談ヨ固州		対応方針
		本文1行目から2行目にかけ、「以下の区域設定の考	
		え方に基づき、都市機能誘導区域を設定」とあり、3	
	***	行目から4行目にかけ、「玉名駅周辺都市機能誘導地	
	第4章	区については、都市機能誘導区域設定の考え方に基づ	
8	4 - 6	き、以下のとおり設定」とある。前者の「以下の区域	指摘の通り修正
	本文1行目から2行目	設定の考え方」は、玉名駅周辺に限らない全体的な考	
	3行目から4行目	え方になると思われるので、これは小見出しのタイト	
		ル「(1)玉名駅周辺都市機能誘導区域」の前に置く	
		べきではないか。今のままでは前者の「以下」が何を	
		指すのか分かりにくい。	
		「都市機能誘導地域での目指すべき方向性を踏まえ」	
		とあるが、目指すべき方向性は、本計画(素案)上、	
		どこで示されているのか。	
	第4章	本計画において、都市機能誘導区域は、玉名駅周辺に	「第3章での方針を踏まえ…」に
9	4 – 7	のみ設定するということを、その理由も含め計画の本	修正
	本文1行目	文に明記すべきではないか。(4-3にある、「検討	誘導施設の記載については全体
	誘導施設の表	を行います」は計画でない)。	的に修正
		そうした場合、表の右欄のタイトルは「玉名駅周辺」	
		ではなく、「新規誘導又は機能維持」にした方が良	
		い。(後述の意見参照)	
		小見出しのタイトルに(3)誘導施設設定の考え方と	
	第4章	あり、本文は、誘導「施設の設定理由は以下のとおり	
	4 - 1 0	とします」となっているが、誘導施設の設定に関する	誘導施設の設定理由のため、変
10	本文	考え方なのか、それとも、4-7の表の欄外にある	更なし
	表	「新規誘導又は機能維持」についての考え方なのか。	
		後者であれば、一つの表にまとめた方が分かりやすく	
		ないか。	
		「以下の箇所についても、維持誘導すべき施設と整理	
	第4章	することで」とあるが、「整理する」の言葉の定義が 	
11	4 - 1 1	曖昧であるように感じる。項のタイトルに合わせて、	指摘の通り修正
	本文 2 行目	以下の拠点となる区域についても、維持誘導を目指	
		す施設を設定し」とした方が、計画上の文言としては	
		より馴染むのではないか。	
		小見出しのタイトルに (3) 施設設定の考え方とあ	
		り、本文は、「施設の設定理由は以下のとおりとしま	
	Andre A when	す」となっているが、設定する理由なのか、設定した	======================================
1	第4章	施設のあり方の今後の方向性を示すものなのか、理解	
12	4 - 1 5		更なし
	本文 1 行目	後者であれば、4-13~4-14の表と合わせて-	(施設定義については削除)
		つにし、欄名にある「考え方」は「施設の方向性」な	
		どとした方が分かりやすい。	
		(※4-10に関する意見と同じ)	
	## E ++	居住誘導地域設定の「基本的な考え方」について、国	
	第5章	交省の指針や手引きの記載されている考え方を紹介し	
13	5 – 2		市としての考え方は次頁に既に
	本文1行目~2行目	市の計画を立案するのであるから、市としての考え方	記載。
	国交省指針等の引用部分	を明記すべきではないか。	
		(※第4章の4-2に関する意見と同じ)	

	該当箇所	意見	対応方針
14	第6章 6-8~6-11	記載されている誘導施策のうち、人口-④や人口-⑤の施策などは、対応箇所が居住誘導地域となっていることで、特定地域への人口集積を誘導する効果を期待できることは理解できる。しかしながら、人口1-①や人口-②の施策などのように、対応箇所が市内全域になっている施策については、当該施策が特定地域への人口集積にどのようにつながるのかを【方針】に記載されている文言から理解することができない。例えば、人口-⑦の施策の【方針】に記載されている「老朽化する市営住宅の再編を行うにあたり、利便性の高い箇所への集約を検討することで、市街地エリアへの人口誘導を促進する」といったように、対応箇所が市内全域になっている施策をどのように運用することで、特定地域への人口集積を誘導していくのかを明確に記載する必要があるのではないか。	子育で等に対する施策については、集落エリアにおいても同様の支援をすべき事項であるため、対象となる範囲を絞ることができず全市的に対応すべき事項となる。 今後、関係各課と連携を図りながら、特定地域への人口集積を誘導するインセンティブの付与を行う予定。
15	第 7 章 7 - 5 本文 3 行目	「本町においても」は「本市においても」の誤り。	指摘の通り修正
16	第8章 8-50 本文1行目	「町として取り組むべき」は「市として取り組むべき」の誤り。	指摘の通り修正
17	各計画における 基本方針や指針等		誘導施策にSDGsでの17目標のアイコン追記について検討しましたが、立地適正化計画が都市整備についての計画ということもあり、内容が偏るため、記載を見送りました。
18	第 6 章 6 - 1 0 定住化促進	い。例えば、ヒート20、G2グレードに増額することで、国策の2050年カーボンニュートラルに先進的に取	誘導施策(人口-⑤)において、 空家の断熱改修に対する減税措 置を追記しました。 誘導施策(人口-⑦)において、 市営住宅の新設時における環境 負荷軽減(太陽光発電等)を追 記しました。

	該当箇所	意見	対応方針
			玉名市は菊池川とともに発展し
			てきた歴史を有しており、市街
			地エリアの多くに浸水想定区域
			が指定されています。
			浸水想定区域のすべてを誘導区
			域から除外すると、市街地エリ
		鉄道の一部、繁根木川の周辺、高瀬等が区域に指定さ	アに都市機能や居住の誘導がで
19	第5章	れているが、ハザードマップで1m~3mの浸水想定区	きなくなってしまうといった問
19	5 – 8	域になっている場所に施設を誘導し、市民を誘導する	題点が発生します。
		のは間違っている。	繁根木川周辺や高瀬について
			は、近隣に避難所が整備されて
			おり、浸水被害が発生しても避
			難が容易にできる箇所であるこ
			とから、人的被害は守れる箇所
			として誘導区域に含めていま
			す。

2.10/1 国土交通省協議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
1	第 2 章 2 - 3	ここで居住誘導区域が説明文にあるのはおかしい	指摘の通り削除
2	第 2 章 2 - 2 0	「出典元:玉名市資料をもとに作成」⇒「玉名市資 料」に修正	「玉名市資料」に修正
3	第 2 章 2 - 2 1	都市計画道路の路線番号を見やすいよう修正	路線番号のフォントとサイズを 修正
4	第 2 章 2 - 2 5	公共施設の定義補足が必要	「公共施設(市役所、公民館等 の建物)」に修正
5	第8章 8-7	PLATEAUは避難所の記載のあるものに修正	指摘の通り修正
6	第 8 章 8 - 7	PLATEAUの名称が建物にかぶらないよう名称を移動	指摘の通り修正
7	第8章 8-14	大規模盛土造成地について、他の災害ハザードでは居 住誘導区域に含めるか結論が述べられているが、ここ はされていない	調査結果を踏まえ、居住誘導区 域に含めるか検討する旨を追加
8	第8章 8-19	警察署が浸水の際、機能不全になるか要確認	市で確認し、機能不全にならな いとのことであった
9	第8章 8-28	対応の必要性がここの項目だけ、整理されている	該当箇所を削除
10	第8章 8-53	目標数値(防災-⑤)は現時点で目標を達成しているため、状況に応じて計画を見直すべき	指摘の通り削除

	該当箇所	意見	対応方針
	—————————————————————————————————————	中心市街地「都市機能誘導区域」(玉名駅周辺)へ公	ן ע ניטיוני.
		共公益施設の集積を図るとありますが、新玉名駅周辺	
1	第1章	へ公共施設 (図書館) を移転した場合、整合性はどの	削除
1	1 – 2	ように図りますか?	133181
		(3-5拠点エリアの求心力向上・・・新玉名駅周辺で整備を行うにあたって	
		は、新幹線利用者や広域型の商業施設・宿泊施設等を誘導することで中心 市街地とは異なる性質の拠点形成を目指します。)	
	第1章	●公共施設適正化配置計画⇒玉名市公共施設適正配置	
2	1-4表中	計画	指摘の通り修正
	第2章		
3	2-25 10行目	維持管理スケジュール⇒整備スケジュール	指摘の通り修正
	第2章		
4		維持管理コスト⇒維持・更新コスト	指摘の通り修正
	2-25 11行目		
		 用語解説をした方がいいと思うもの	
		●「コンパクトプラスネットワーク	
		● (浸水想定区域) 「計画規模 「想定最大規模	
5	計画書全体	「アンダーパス」←一般の人がわかるならいいが。	計画書全体を見直し、用語解説
	HIEI EL TY	□ 「玉名未来づくり研究所	を追加
		●「パークアンドライド」「キスアンドライド」 ●「エリフィーリー「ゲリート・イン・コート	
		●「エリアメール」「グリーンインフラ」 	
		「都市計画マスタープラン」の枠内	
	第1章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	中段	→「道路や公園、下水道等の都市施設の整備方針を設	指摘の通り修正
	1 12	定	
		\1	
		●「しかし玉名市の状況を見ると、旧横島町域と旧天	
		水町域は都市計画区域外となっています。」	
		⇒「しかし玉名市の状況を見ると、三ツ川地区、横島	
	第1章 1-5(2)	地区、天水地区は都市計画区域外となっています。」	
7	第7章 7-6 2行目	■「(都市計画区域内=横島・天水地区を除く市	指摘の通り修正
		域)	
		→「(都市計画区域内=三ツ川・横島・天水地区を	
		マー(部川計画区域内-三ノ川・横島・大小地区を 除く市域)	
		●年の表記の統一	
		西暦のみ表記しているものと、西暦(和暦)で表記	
		しているものと混在している。(2-20の表記は統一不	
		要か)	
8	第2章 2-2		指摘の通り修正
	(1) 玉名市全体の動向	率の確認	100
		「21,004人 31.5%」⇒「20,826人 31.3%」ではな	
		いか? <i>d</i> = ¬ + □ * *	
		グラフも同様	
	# o # o # o # o # o # o # o # o # o # o	【玉名駅周辺での人口集積が必要】	
		6行「玉名駅周辺は、都市計画マスタープランでは中	
9	第2章 2-19下段枠内	心拠点として位置付けられ…」	都市拠点と交通拠点を併記
	第3章 3-9 1行目	⇒玉名駅周辺自体は「交通拠点」。どの辺まで周辺と	
		するかで、表記を検討する必要がある。	
		「…新玉名駅西側の繁根木川沿岸おいて3.0m以上の	
10	第2章 2-9]	比技のメルタフ
10	本文2行目	 ⇒「…新玉名駅西側の繁根木川沿岸において3.0m以上	指摘の通り修正
		O · · ·	
ш		· -	ļ

3.1	U/ 13	適正化計画策定厅内検討会議 意見・指摘事	現と刈心力軒
	該当箇所	意見	対応方針
		「③河岸侵食が想定される区域」で、図では境川も河	
11	第2章 2-10 図	岸侵食が想定されるように見えるが、本文では繁根木	境川についても追記
		川しか触れられていないのはなぜか。	
		「・・・・路線バスの運行本数が比較的少ない地区と中心	
		市街地を結ぶ交通手段として、乗合タクシーを玉名市	
		が運行しています。」	
		 ⇒「・・・・路線バスの運行本数が比較的少ない地区と中	
12	第2章 2-13	 心市街地を結ぶ交通手段として、玉名市が乗合タク	指摘の通り修正
	本文中	 シーを運行しています。 もしくは「・・・・路線バスの	
		 運行本数が比較的少ない地区と中心市街地を結ぶ交通	
		手段としての乗合タクシーを、玉名市が運行していま	
		す。」※文章が素直に読めない。	
		「公共交通の運行状況+	
		「Aへへ過りを1 K/Wil 人口密度(2040年(令和22年))	
		→ 「公共交通の運行状況+人口密度(2040年(令和22	
13	第2章 2-13	年))	 防災指針と同様の表記に変更
13	本文中	ザックコ 1行にした方がわかりやすい「+ が違和感。「+ で	いいコロットロコネンなので久文
		はなく「及び」では?ちなみに防災指針(P8-26等)	
		の重ね図は「×」で表記してある。	
		「市内の都市計画道路は19路線あり、そのうち8路線	
		が整備済み、6路線が未整備、5路線が一部未整備と	
	第2章 2-21	なっています。	
14		⇒ 「市内の都市計画道路は19路線あり、そのうち9路	お 指摘の通り修正
14	備状況	線が整備済み、6路線が未整備、4路線が一部未整備	明明の歴り修正
	NH3-17/.7/C.]	となっています。	
		※図の修正も必要	
		岱明玉名線と合計の数値修正	
		出	
15	第2章 2-22	整備率:100%	指摘の通り修正
	表【市内の都市計画道路】		3833
		13.76 整備率:70.72%	
		「居住誘導区域内の人口密度 「路線バス及び乗合タ	
		クシーの利用者数 「路線バス及び乗合タクシーに対	
		する支出額 目標値	
		^ ○ ~ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	人口は減少するが、人口割合に
16	第7章 7-3~7-4	見え、消極的な目標値のように受け取る人がいるかも	対する路線バス・乗合タクシー
	,,,, <u> </u>	しれない。何もしなければより悪化するところを、施	の利用割合の維持を目指すこと
		策の実施により歯止めをかけた上で、より現実的(実	を明記
		行可能な)目標値としたことを説明した方がいいので	
		はないか。	
	第3章 3-5~3-6	タイトルの「拠点間のネットワーク強化」とあるが、	
17	第6章 6-3	「強化 ではなく「確保 に変更できないか?	指摘の通り修正
18		「自動車」→「自家用車」	指摘の通り修正
	· · · -	***************************************	
		「道路網強化と合わせた公共交通の充実を目指しま	
	第3章 3-12	す。」とあるが、既に玉名駅〜新玉名駅を結ぶ路線バ	
19	図「立地適正化計画での方	スは、平日は上下合わせて60本以上運行している。今	
	針」	後、他自治体を跨ぐ広域路線は見直しを進めて行く予	指摘の通り修正
	玉名駅~新玉名駅	定であるため、今よりも本数が減る見込みである。	
		よって、「充実」ではなく「確保」に変更できない	
		<i>か</i> ?	
<u> </u>		!	<u> </u>

		医正化时间水龙刀下状的五蛾 志无 捐调事	**
	該当箇所	意見	対応方針
20	針」	「公共交通機能を将来にわたり確保します。」とあるが、乗合タクシーの利用が減り続ければ維持できないおそれがある。住民らによる移動手段の確保(住民による車両の運行)も移動手段の一つになりうるため、「移動手段の確保に努めます。」に変更できないか?	指摘の通り修正
21	第6章 6-3、6-12 公共交通網の強化による ネットワークの形成 交通-②	「玉名駅〜新玉名駅間の公共交通利便性強化」とある が、「強化」ではなく「確保」に変更できないか?	指摘の通り修正
22	第6章 6-3、6-13 公共交通網の強化による ネットワークの形成 交通-③	「玉名駅〜各支所の公共交通利便性強化」とあるが、 既に岱明・横島支所〜玉名駅間は乗合タクシーによる 移動を確保しており、天水支所〜玉名駅間は令和5年4 月に乗合タクシーを導入予定であるため、「強化」で はなく「確保」に変更できないか?	指摘の通り修正
23	第6章 6-11 人口-⑪	タイトルを「たまな未来創造塾と玉名未来づくり研究 所の継続実施」に変更。	指摘の通り修正
24	第6章 6-13 交通-④ 公共交通の再編検 討	1行目の「利用実態」とは、自家用車の利用実態?バスの利用実態?人の移動実態? 地域振興課としては、利用が少ないバス路線は利用が少ない時間帯の減便や路線を廃止したり、乗合タクシーの利用が少ない時間帯は空白の時間帯(運行していない時間帯)に変更したりなど見直しを進める予定である。	「利用実態」は人の移動実態の ことを指しており、所管課で進 めようとしている方向性と概ね 合致している
25	第6章 6-13 交通-⑥	身体上の理由により公共交通を利用することが難しい 人のために「外出支援サービス」があるが、自宅と医療機関間の移動にのみ利用できる。しかし、日常生活に必要な買い物等のための支援がなく、通院の場合でも利用回数の制限がある。 身体上の理由で公共交通を利用できない方の日常生活全般に必要な移動手段の確保が必要である。	
26	第6章 6-16 空き家	「空き家バンクへの登録勧奨」というより、、、 官民協働による空き家バンクの運用 空き家対策の推進を加速させるべく、民間事業者と連 携し玉名圏域定住自立圏の構想市町共同で、多様な ニーズに合った遊休不動産等の有効活用事業を展開 し、地域づくりと併せて解決に取り組む。	指摘の通り修正
27	第7章 上段	タイトルに「(3)拠点間のネットワーク強化」とあるが、「強化」ではなく「確保」に変更できないか?	指摘の通り修正

	該当箇所	意見	対応方針
28	第7章 中段2~4行目	1行目の効果目標に市の支出額を設定しているが、2行目以降は人口減少で公共交通の利用は減るが再編等によって一人当たりの利用回数の増加を目指す旨が記載されているため、効果目標の支出額と説明文が一致しない。 利用者数は減っても、バスから乗合タクシーへの切り替え等によって移動手段の確保に努めるため、「路線バス及び乗合タクシーの利用者数は人口減少等により減少する見込みですが、拠点間のネットワークの確保に努めます。」に変更できないか?	指摘の通り修正(予定)